

一般社団法人 日本ユニットケア推進センター
定款

一般社団法人日本ユニットケア推進センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ユニットケア推進センターと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者が住み慣れた地域や家で暮らし続けることを支援するとともに、施設に入居しても一人一人が住み易く、生活しやすく、安心して、それまでの自律的な暮らしが継続できる施設づくりを実現するために、ユニットケアの推進等により、高齢者介護施設における入居者本位の施設運営手法を確立するとともに、専門的な介護の知識・技術を備えた人材を確保・育成し、もって、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者介護施設の質を調査・認定する事業
- (2) 高齢者介護施設運営に関する研究・相談事業
- (3) 高齢者介護施設に従事する職員向けの研修事業
- (4) 一般市民を対象とした高齢者介護施設に関する広報事業
- (5) 高齢者介護施設に関する機関誌及び図書等の発行
- (6) 前各号に付帯する一切の業務

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員をおき、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする。）上の社員とする。

(1) 正会員

ユニットケア研修事業の実施に関して、この法人の理事会が定め

た基準を満たし、この法人の目的に賛同して入会した法人または個人

(2) 準会員

この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した法人又は個人

(入会)

第6条 正会員、準会員及び賛助会員（以下、「会員」という。）として入会しようとするものは、理事会の定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は理事会の定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会の定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 除名されたとき。

- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が、前3条の規定によりその資格を喪失したときには、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 役員

(役員を設置)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、副会長を5名以内、専務理事及び常務理事をそれぞれ1名置くことができる。
 - 3 この法人の会長を法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第18条 理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した

額を、報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第19条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

第5章 社員総会

(構成)

第20条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第21条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内開催するほか、必要のある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(権限)

第22条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他の社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定により請求があったときには、6週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第25条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第26条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会に出席した理事が、記名押印又は署名する。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人には理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし会長が欠けたときは、

あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときには、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 基金

(基金)

第35条 この法人は、社員又は第3者に対し、法人法に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 前項の募集に係る事項については、理事会の議決を経て、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 募集にかかる基金の総額
 - (2) 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及びその総額
 - (3) 基金の拠出にかかる金銭の払い込み又は前号の財産の給付の期日またはその期間

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第36条 この法人は解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。
- 3 この法人に対する基金の拠出者の権利は、他人に譲渡並びに質入れ

及び信託することができない。

(基金の返還の手続)

第37条 基金の抛出者に対する返還は、定時社員総会における決議を経た後、法人法に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

- 2 前項の返還をする場合の手続については、理事会が決議により定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が次の書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類の内、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の内重要なものを記載した書類

(剰余金)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する基金の返還後の残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補足

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、定める。

第13章 附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立時の社員は、次の通りとする。

設立時社員 北海道虻田郡洞爺湖町入江257番地101
大久保 幸積

同 岩手県大船渡市大船渡町字上平15番地6
山崎 和彦

同 埼玉県ふじみ野市松山2丁目1番地10
荻野 光彦

同 愛知県西尾市寄住町佃53番地1シャトレー西尾604号室
中澤 明子

同 兵庫県芦屋市川西町11番2-201号
市川 禮子

同 京都府長岡京市長法寺力池6番地の7
五十棲 恒夫

同 鳥取県西伯郡南部町東町63番地
山野 良夫

同 岡山県岡山市北区平田1番地
江澤 和彦

同 福岡県宮若市上有木397番地1
有吉 通泰

同 千葉県成田市並木町141番地35
秋葉 都子

同 東京都杉並区高円寺南3丁目41番4号NM・N HOUSE
E 105
石田 誠

4 この法人の設立時の理事及び監事は、次の通りとする。

設立時代表理事 中澤 明子
設立時理事 大久保 幸積
同 山崎 和彦
同 市川 禮子
同 山野 良夫
同 江澤 和彦
同 有吉 通泰
同 秋葉 都子
設立時監事 五十棲 恒夫
同 荻野 光彦

以上、一般社団法人日本ユニットケア推進センターを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

平成22年10月11日

平成24年2月28日に一部変更（3月19日登記）

平成26年6月3日に一部変更（8月8日登記）

平成26年10月21日に一部変更（平成27年1月7日登記）

2019年6月3日に一部変更